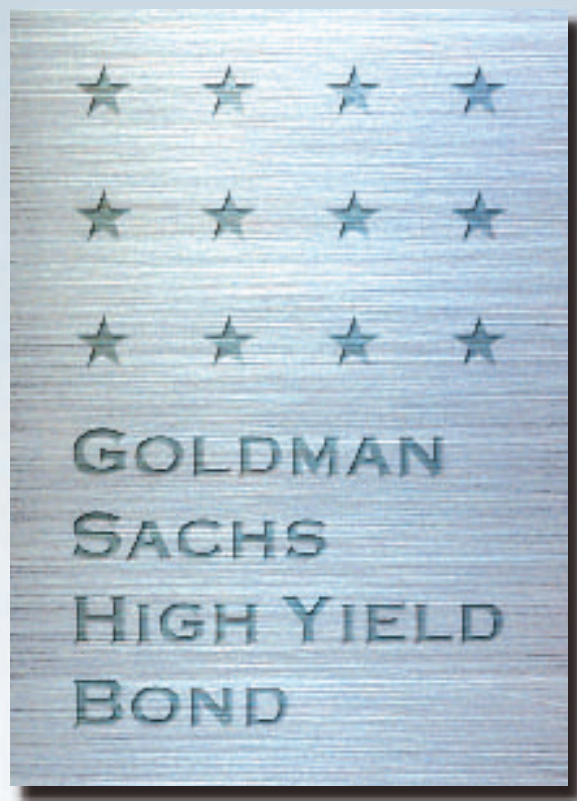


投資信託説明書
(交付目論見書)

2016.6.11

毎月
分配型

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券))	年12回 (毎月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成27年12月10日に関東財務局長に提出しており、平成27年12月11日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

設立年月日: 1996年2月6日/資本金: 4億9,000万円(2016年6月10日現在)

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額: 1兆5,847億円(2016年4月末現在)

グループ資産残高(グローバル): 1兆827億米ドル(2015年12月末現在)

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ アドレス www.gsam.co.jp 電話番号 03-6437-6000

受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで

ファンドの目的

米国を中心としたハイ・イールド社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

1. 主としてハイ・イールド社債に投資します。
2. 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
3. バークレイズ・US・コーポレート・ハイ・イールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。
4. 原則として、毎月の決算時に収益の分配を行うことをめざします。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、投資信託証券および為替の運用を行います。

米国を中心とするハイ・イールド社債への分散投資

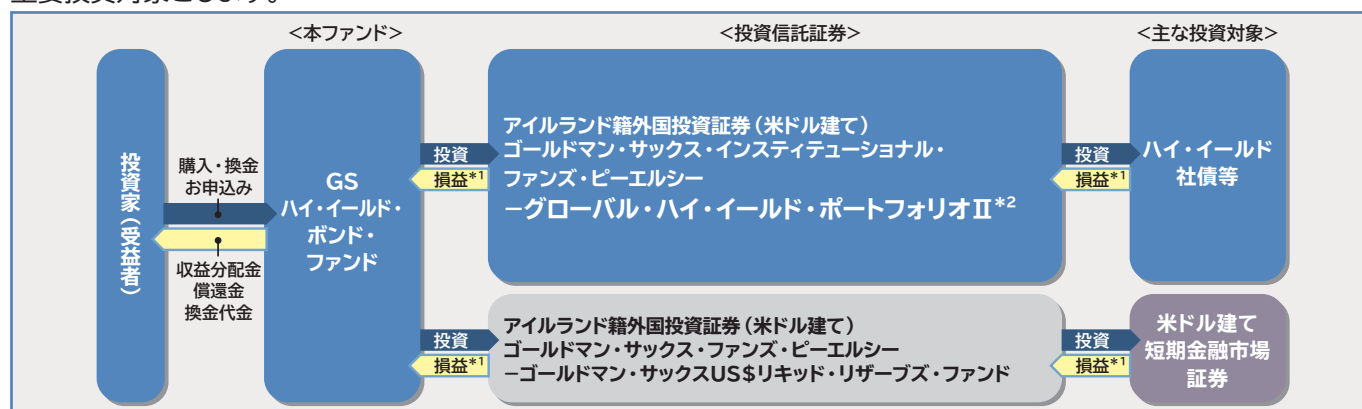
高利回り社債（ハイ・イールド社債）に実質的に投資することにより、高い利子収入（インカム・ゲイン）の確保に加え、債券元本部分の売買益および評価益（キャピタル・ゲイン）の獲得をめざします。
なお、本ファンドは、米ドル建ての債券等を実質的な主要投資対象としますが、一部を米ドル建て以外の債券等に投資します。

外貨建債券の高利回りとハイ・イールド社債の高水準のスプレッド

外貨建ハイ・イールド社債への投資にあたっては、対円で為替ヘッジを行わないことにより、外貨建債券の高利回りに加え、国債など信用度の高い債券の利回りを上回るハイ・イールド社債の利回りの上乗せ金利（スプレッド）を享受することをめざします。

ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

*2 2016年2月末に「ゴールドマン・サックス・グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ」から「グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ」に名称を変更しました。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

上記の投資信託証券（以下、総称して「組入れファンド」または「組入れ投資信託証券」ということがあります。）への投資比率は、資金動向および投資対象となる各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券の投資比率には制限を設けません。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

ハイ・イールド社債とは

ハイ・イールド社債とは、BB格（スタンダード&プアーズ）およびBa格（ムーディーズ）相当以下（投資適格未満）の格付けを付与された社債のことをいいます。

ハイ・イールド社債は、一般的に投資適格社債（スタンダード&プアーズの場合はBBB格、ムーディーズの場合はBaa格以上の格付けを付与された社債）と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性（デフォルト・リスク）が高くなります。

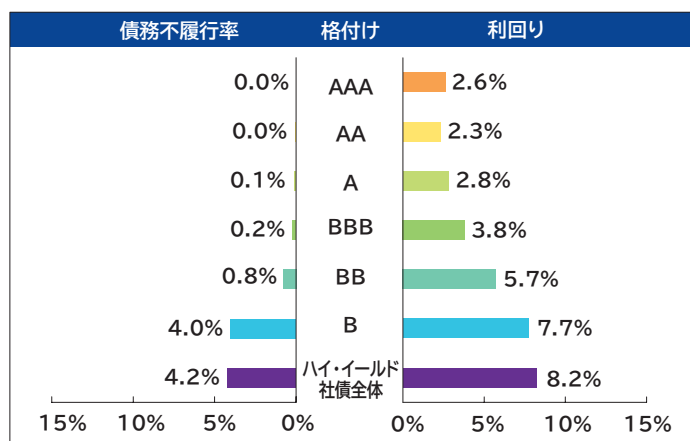
一方、その見返りとして、国債や投資適格社債などのより高格付けの債券よりも相対的に高い利回りで取引されています。

ポイント

- 格付けとは、債券の信用度を第三者が評価したもので、英字の記号で表されます。下図の例では、AAA格が最も信用度が高く、デフォルト・リスクが最も低いことを表しています。
- 格付けは、債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報のひとつといえます。

格付けが公表されていない債券の場合は、組入れファンドの投資顧問会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとなります。

米国社債の格付け別債務不履行率と利回り



<債務不履行率>

期 間：1981年～2014年

出 所：スタンダード&プアーズ

1981年～2014年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の1年前（各年1月1日時点）の格付けを参照。（2014年12月末現在）

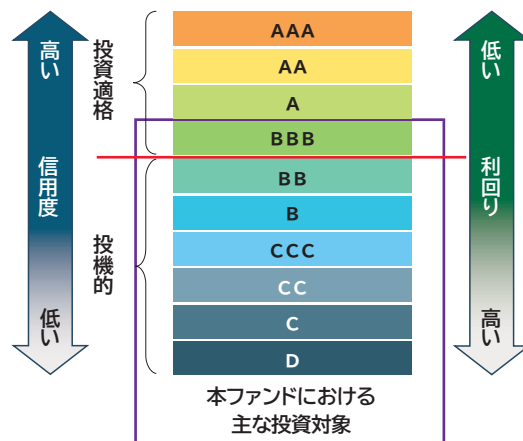
<利回り>

期 間：2016年3月末現在

出 所：パークレイズ

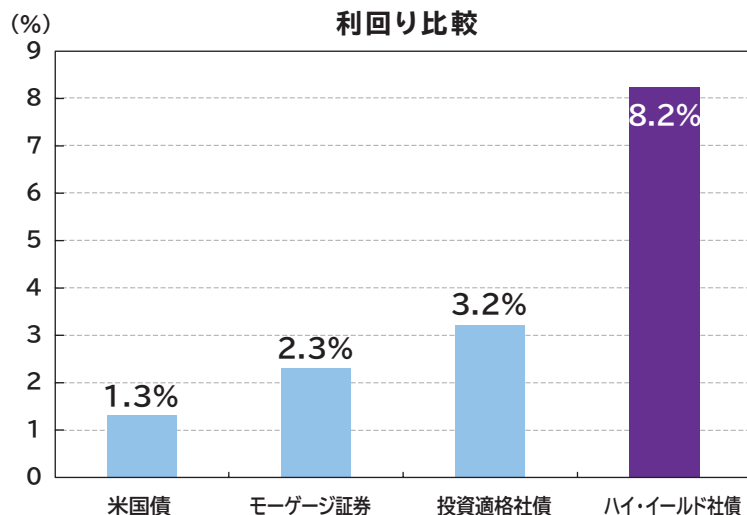
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

投資対象債券の信用格付けの位置付け



相対的に高いハイ・イールド社債利回り

ハイ・イールド社債の利回りは、国債あるいは投資適格社債などのより高格付けの債券よりも信用度が低いため、相対的に高い利回りとなっています。



2016年3月末現在

出 所：パークレイズ

米 国 債：パークレイズ・US・トレジャリー・インデックス

モーゲージ証券：パークレイズ・US・アグリゲート・インデックス
のモーゲージ証券部分

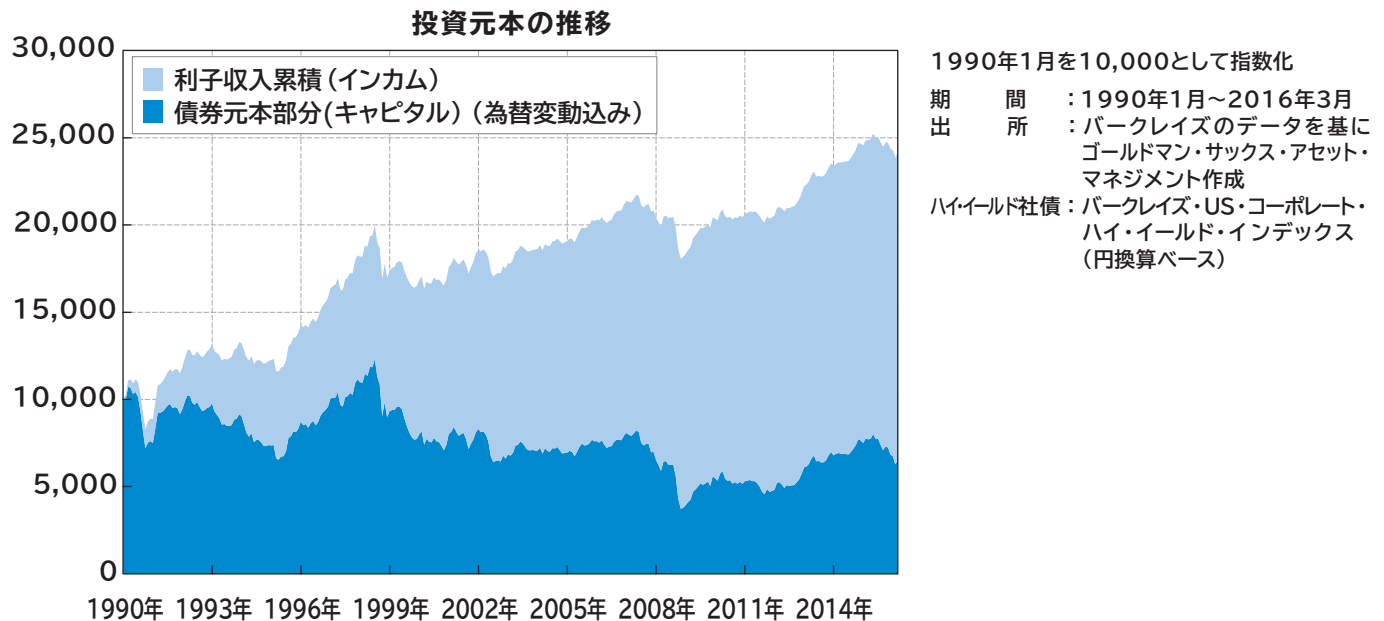
投資適格社債：パークレイズ・米国投資適格社債インデックス

ハイ・イールド社債：パークレイズ・US・コーポレート・
ハイ・イールド・インデックス

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

ハイ・イールド社債投資における価格の変動

過去の実績を見る限り、ハイ・イールド社債への投資は、短期的にも長期的にも元本および利子収入が大きく変動してきました。ハイ・イールド社債への投資は、相対的に高い利子収入（インカム・ゲイン）が期待できる一方で、大幅な価格下落リスクも伴います。



上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておられませんのでご注意ください。

ハイ・イールド社債のリスク

ハイ・イールド社債は利回りが高い一方、一般的に投資適格社債と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性（デフォルト・リスク）が高くなります。

ハイ・イールド社債の価格は、市場環境に伴い上下動を繰り返します。景気後退期には、通常、企業の財務状況は悪化し、元本および利息の支払いに対する信用力が低下するため、ハイ・イールド社債の価格は下落するという特徴があります。また、個々のハイ・イールド社債の価格は、発行企業の信用状況の動向によっても大きく上下することがあります。



期 間 : 2000年1月～2016年3月
出 所 : バークレイズ、ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成
ハイ・イールド社債: バークレイズ・US・コーポレート・ハイ・イールド・インデックス
米 国 債 : バークレイズ・US・トレジャリー・インデックス
米 国 株 式 : S&P500
(インデックスはすべて円ベース)

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておられませんのでご注意ください。

本ファンドの実績は、後記「運用実績」をご覧ください。

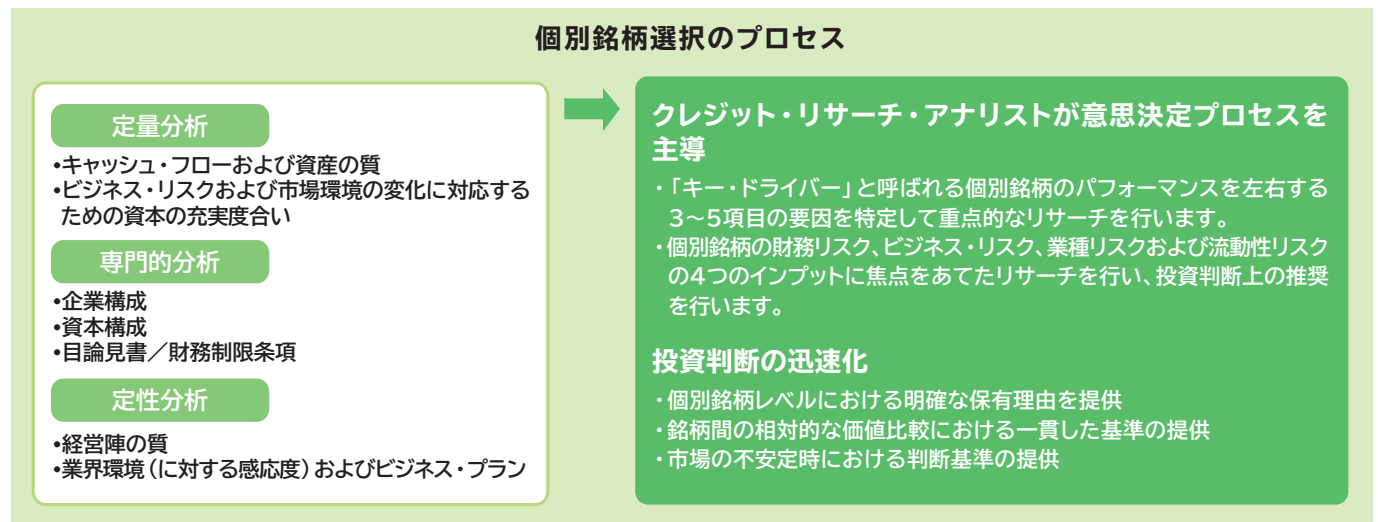
ファンドの運用

組入れファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）が主として担当します。両社は全般的な投資戦略の策定を共同で行っているほか、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図り、事実上一つのチームとして運用を行っています。

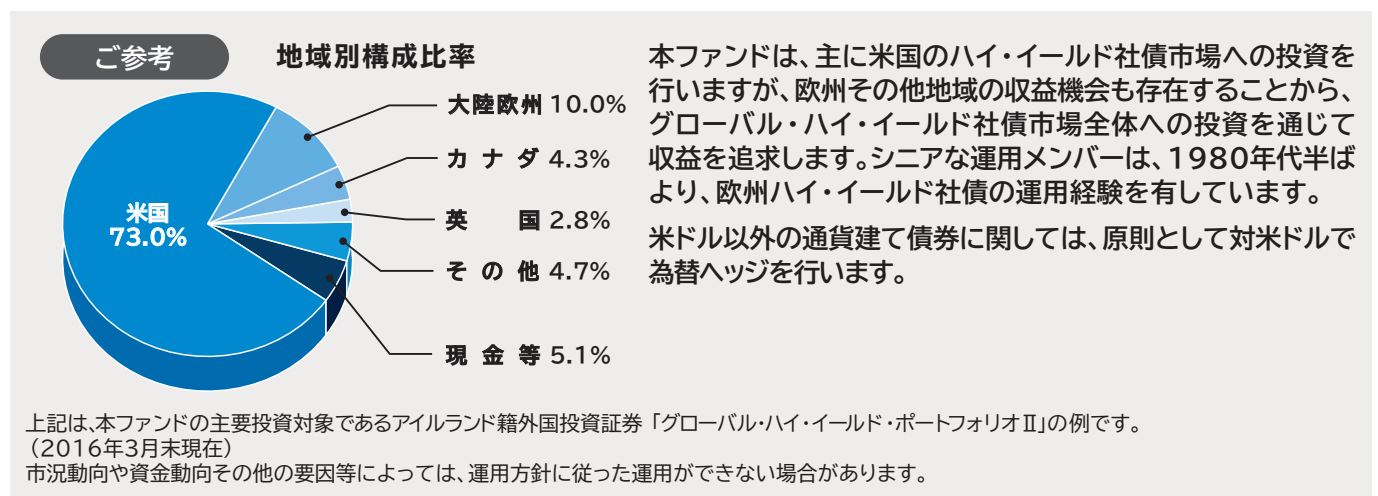
投資適格社債運用チームや、株式運用チームをはじめ、幅広い情報源を活用します。



発行企業の詳細な調査に重点を置き、個別銘柄の選択を行います。また、価格変動リスクの影響を抑えるため、400～700程度に銘柄を分散します。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。



主な投資制限

- 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- 指定投資信託証券および外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の外貨建資産への直接投資は行いません。
- 指定投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時（毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、利息等収益を中心に収益分配を行います。分配金額は、期中の利息等収益や金利動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

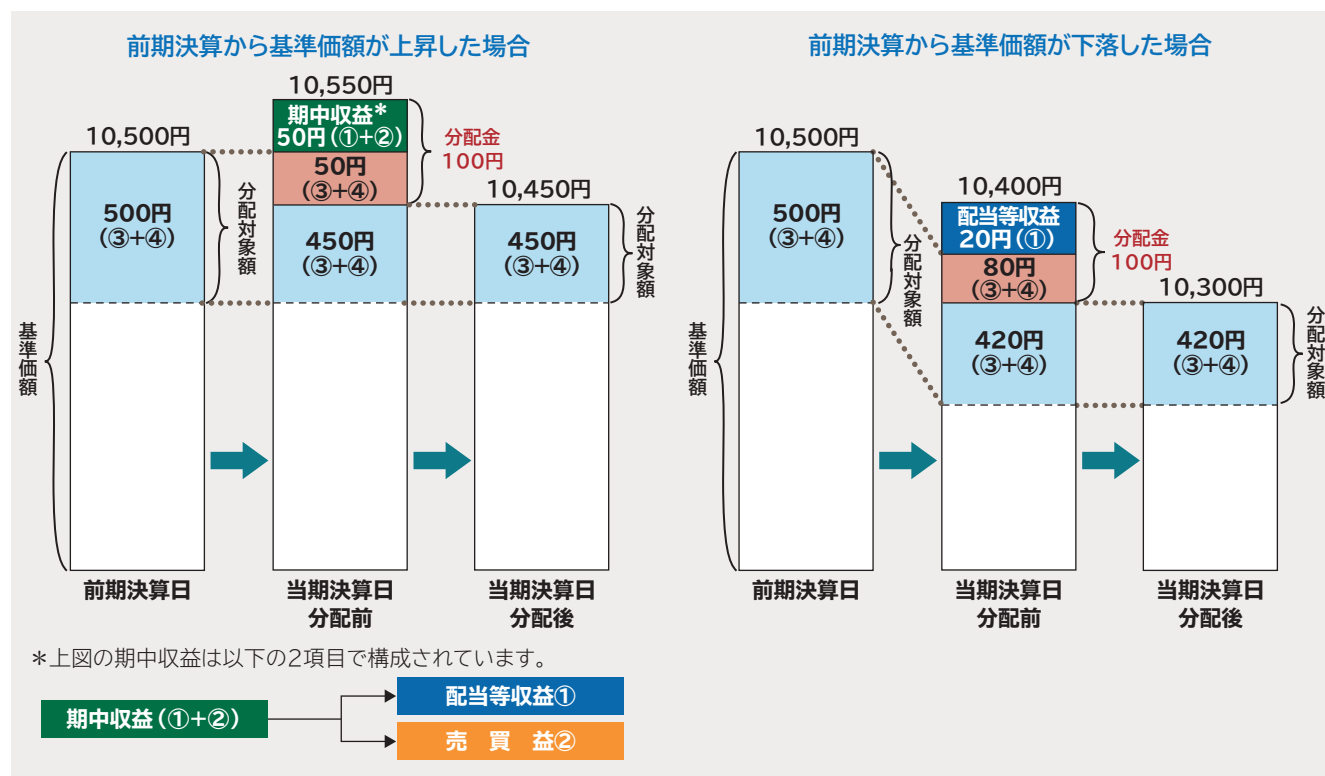


収益分配金に関わる留意点（続き）

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。

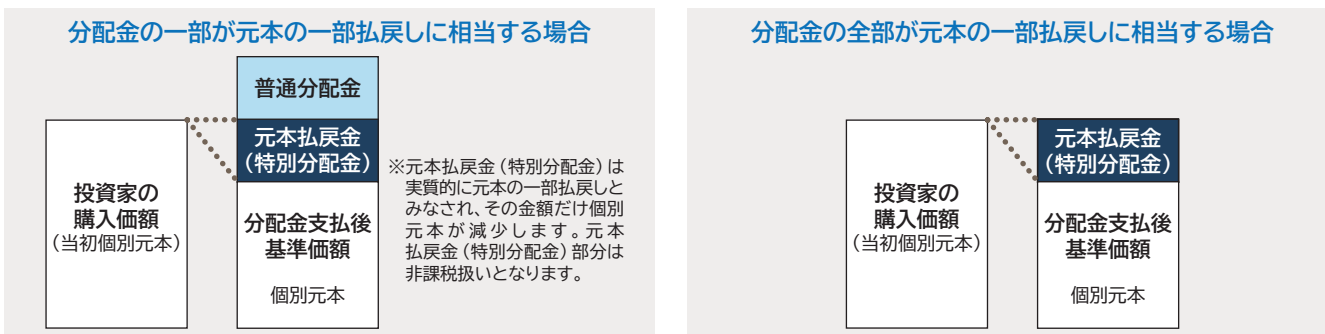
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。



普通分配金：個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

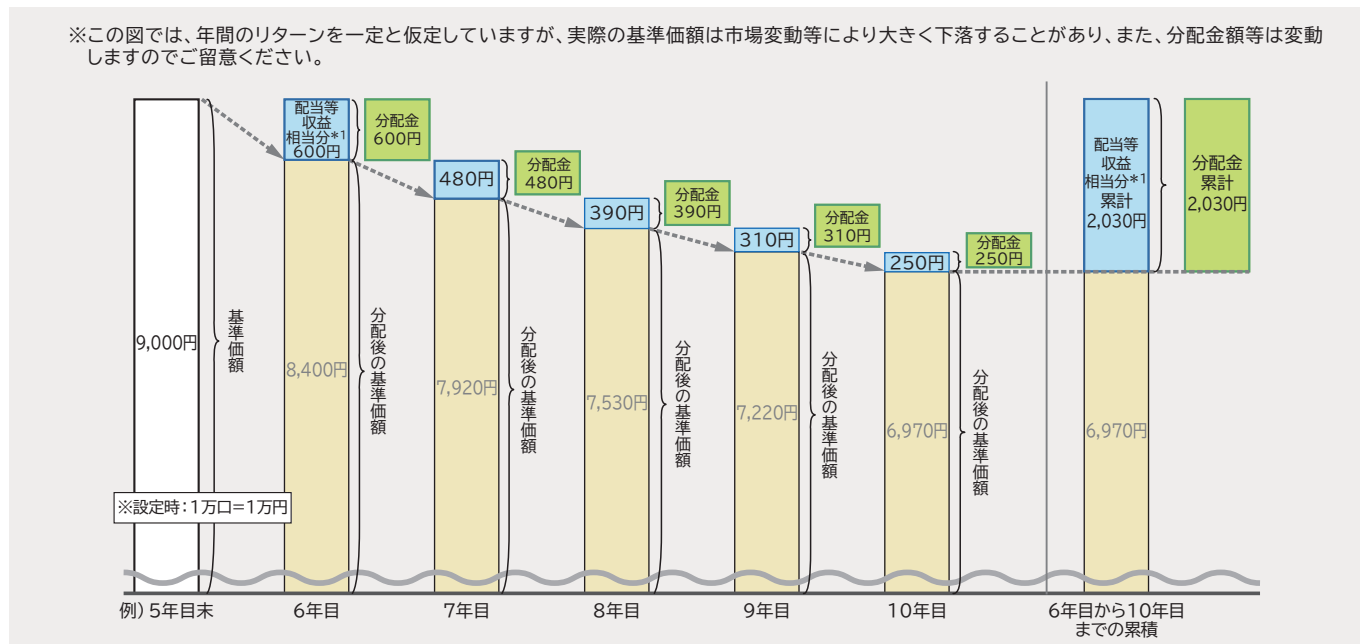
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

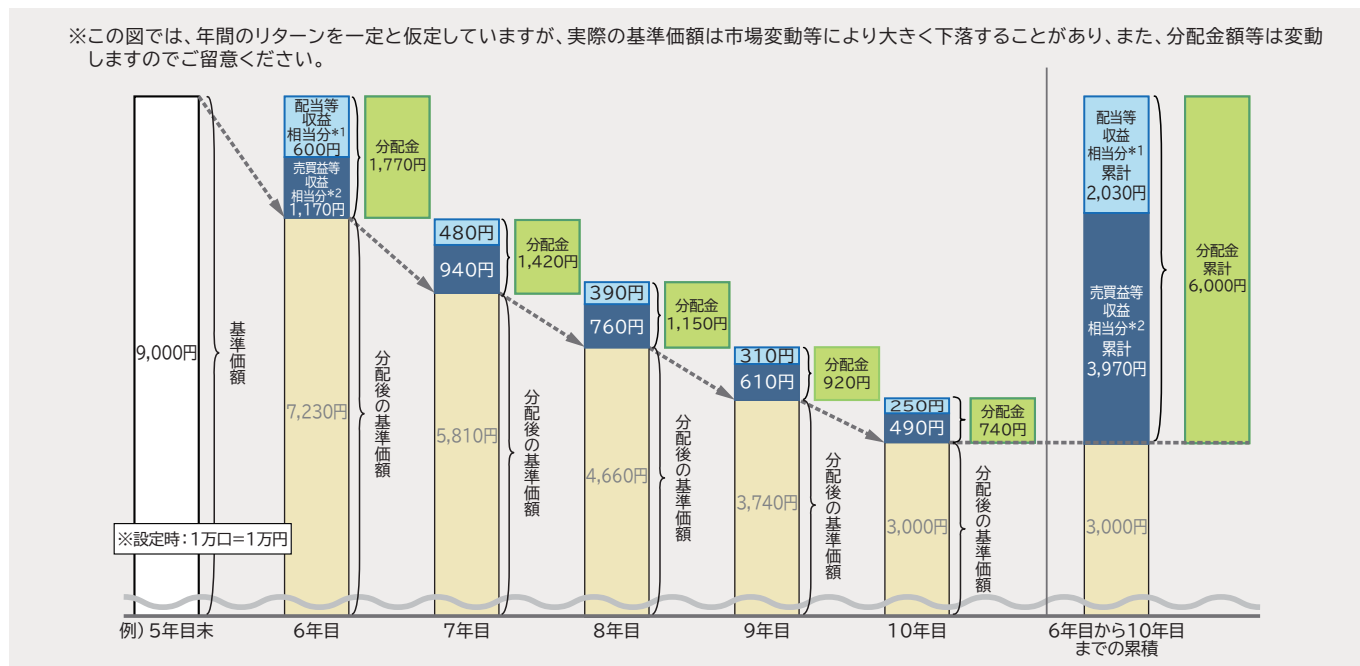
① 配当等収益を中心に分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定



② 配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）も分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定



* 1 配当等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち配当等収益を含む場合があります。

* 2 売買益等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

（注）上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分（配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円）の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円（3,000円+3,970円）になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

追加的記載事項

組入れファンドの概要

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	米国を中心とした高利回り社債に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
主な投資対象	①主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未満に格付された高利回りの債券に投資します。 ②固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。
運用報酬等	年率0.6% （投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等（年率0.15%を上限、年額3万米ドルを下限とした管理事務代行報酬および保管報酬を含みます。）が別途支払われます。）
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

※上記ハイ・イールド社債運用にかかる投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ーゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	①主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ②最良格付証券*として適格であり、また格付けない場合には最良格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 ③購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 *最良格付証券とは、一般に、公認格付機関（RSRO）により短期債券に関して最高の格付けを得ているもの、およびそれに匹敵する無格付の証券をいいます。
運用報酬等	年率0.35%を上限とします。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

※上記は2016年6月10日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。一般的に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、金利の変動幅は大きくなり、価格の変動も大きくなります。



債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。一般に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化（格付けの変更や市場での評判等を含みます。）により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。



為替リスク

本ファンドは実質的に外貨建ての債券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として対円が為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。



流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

その他の留意点

- 追加信託金の上限に関わる留意点
本ファンドの追加信託金の上限は5,000億円となっておりますが、ハイ・イールド社債の市場環境、運用チームの運用許容金額、為替相場、資金動向その他の要因によっては、本ファンドの信託金が5,000億円を下回る場合であっても本ファンドの購入のお申込みを受付けない場合があります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

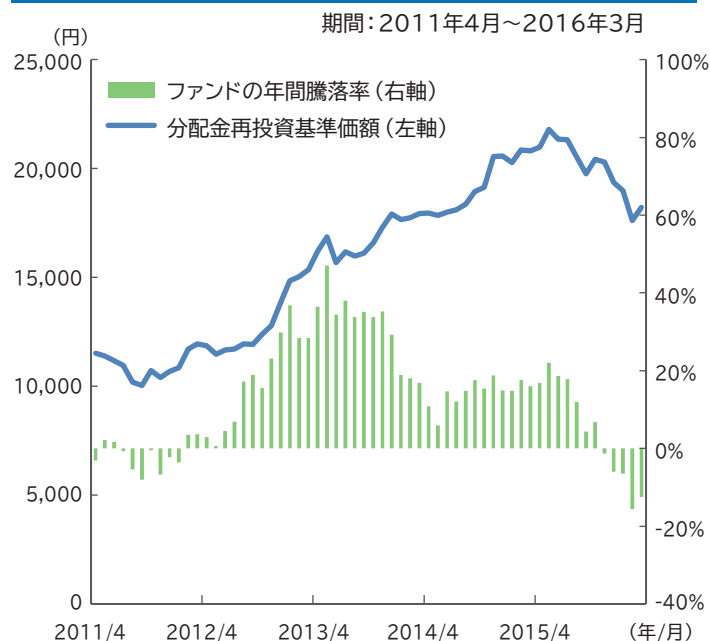
運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

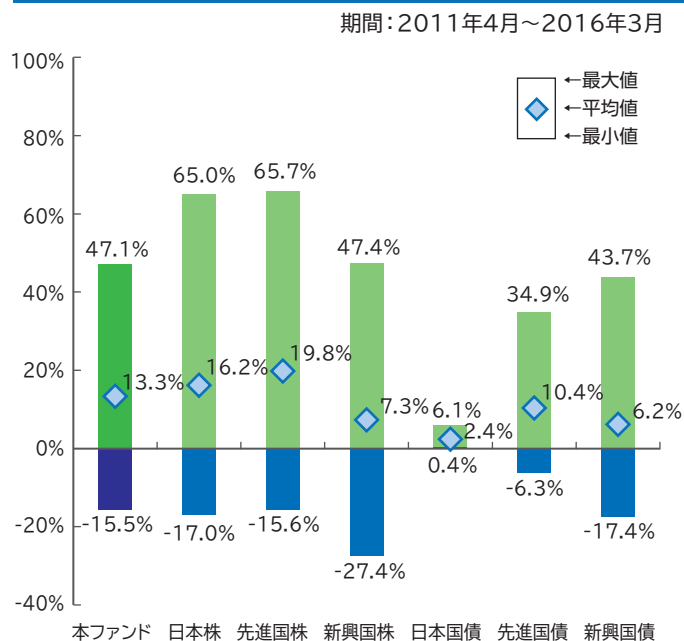
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

■基準価額・純資産の推移

2016年3月31日現在

2006年4月3日～2016年3月31日（設定日：2004年9月17日）



■基準価額・純資産総額

基準価額	4,984円
純資産総額	1,139.2億円

■期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	3.40%
3ヵ月	-5.94%
6ヵ月	-7.89%
1年	-12.50%
3年	18.63%
5年	57.85%
設定来	82.06%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率（分配金再投資）とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金（税引前）で本ファンドを購入（再投資）した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

■分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算日	15 4/10	15 5/11	15 6/10	15 7/10	15 8/10	15 9/10	15 10/13	15 11/10	15 12/10	16 1/12	16 2/10	16 3/10	直近1年累計	設定来累計
分配金	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	720円	8,860円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■主要な資産の状況

組入上位発行体

	発行体	格付け (Moody's/S&P)	業種 (セクター)	比率
1	スプリント	B1/BB-	通信	3.4%
2	HCA	Ba1/BBB-	ヘルスケア	2.9%
3	MGMリゾート・インターナショナル	B3/B+	サービス/娯楽	1.5%
4	ドイツ・テレコム	Ba3/BB	通信	1.5%
5	チャーター・コミュニケーションズ	B1/BB-	メディア/ケーブル	1.4%
6	パッケージング	Caa2/CCC+	パッケージ	1.3%
7	アルティス	B1/BB-	メディア/ケーブル	1.2%
8	エクイニクス	B1/BB	テクノロジー	1.2%
9	HDサプライ	Ba3/BB	建設資材	1.2%
10	コミュニティー・ヘルス・システムズ	Ba2/BB	ヘルスケア	1.1%

* 組入れファンドであるグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡの実績

** 組入れファンドであるグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡにおける債券ポートフォリオ部分の数値

ポートフォリオ構成比

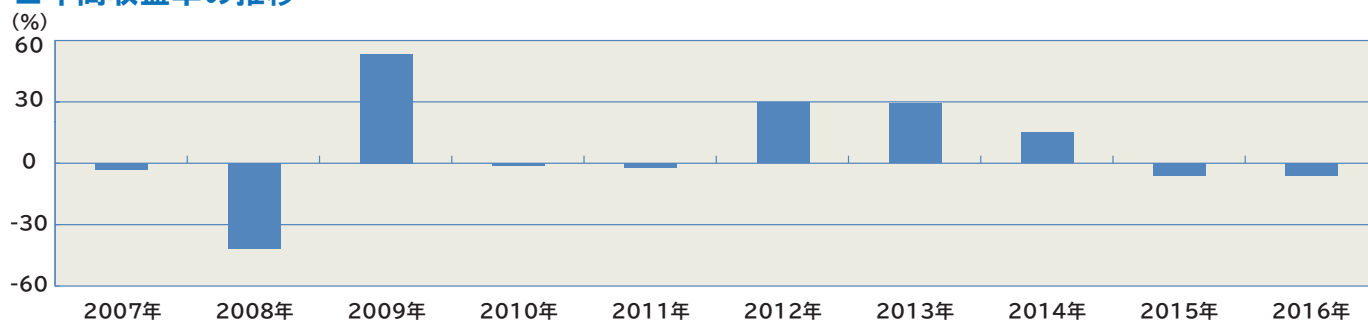
ハイ・イールド・ファンド	96.3%
現金等	3.7%

※上記ハイ・イールド・ファンドの数値は、組入れファンドであるグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡの数値です。

ポートフォリオ情報*

組入銘柄数	353銘柄
平均デュレーション	3.85年
平均最終利回り**	7.33%
平均格付	BB格

■年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

●2016年は1月から3月末までの騰落率を表示しています。

お申込みメモ

購入単位	a. 一般コース : 1万口以上1万口単位 b. 自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位 ※ a.またはb.のいずれかをお選びください。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなります。なお、一度お選びいただいたコースは、原則として途中で変更することはできません。販売会社によっては最低購入単位が異なる場合があります。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	a. 一般コース : 1万口単位 b. 自動けいぞく投資コース : 1口単位 ※ 販売会社によっては最低換金単位が異なる場合があります。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日（以下「 ニューヨークの休業日 」といいます。）
申込締切時間	「 ニューヨークの休業日 」を除く 毎営業日の原則として午後3時まで
購入の申込期間	2015年12月11日から2016年12月9日まで （申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
信託期間	原則として 無期限 （設定日：2004年9月17日）
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月10日 （ただし、休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（3月および9月） の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
課税関係 （個人の場合）	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用						
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.78% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)				
		購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。				
換金時	信託財産留保額	なし				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して ①本ファンド			年率0.972% (税抜0.9%)	
		内 訳			各販売会社の取扱いに係る純資産総額*	
					3,000億円以下の部分	3,000億円超の部分
		支払先の配分 および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成等	年率0.162% (税抜0.15%)	年率0.1296% (税抜0.12%)
			販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務等	年率0.7776% (税抜0.72%)	年率0.81% (税抜0.75%)
			受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行等	年率0.0324% (税抜0.03%)	年率0.0324% (税抜0.03%)
		②投資対象とする投資信託証券 (運用報酬)			年率0.6%程度	
		役務の内容	投資顧問会社	ファンドの運用等		
	実質的な負担 (①+②)			年率 1.572% (税込) 程度		
	*各販売会社の取扱いに係る純資産総額とは、信託財産の純資産総額のうち、当該販売会社の取扱いにかかる金額をいいます。 ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。					
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。(主要投資対象とする投資信託証券において、年率0.15%を上限、年額3万米ドルを下限とした管理事務代行報酬および保管報酬が支払われます。)				
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等上記その他の費用・手数料 (組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。				

※ 上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

上記は、2016年6月10日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間（5年）以内に信託期間が終了（繰上償還）した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額（NISA枠）を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



Asset Management

GS ハイ・イールド・ボンド・ファンド